

〈資料紹介〉翻刻『武家不断枕』（上）

山田和人・三宅宏幸
由留木安奈・早川広子

【解題】

形態 半紙本。上下二冊。写本。

上巻（23・8×19・0）下巻（25・6×19・5）

装幀 元装。紙縫りで綴じる。

丁数 上巻四十三丁・下巻三十四丁。

行数 每半丁に九行。所々に割注が付され、修正・補記がある。

本文 漢字仮名交じり。字数は、上巻二十字前後、下巻二十二字前後。

印記 上巻・下巻目録下に「豊岡荘／堀文庫」。これは旧蔵者堀博忠氏の所蔵印。

作者 林仲助（都の錦）。本書の末尾下巻三十四丁裏に「作者播州住人／林仲助」とある。

所蔵 山田和人。

備考 上巻は別筆、下巻は原本。

目録 上巻の目録は以下の通り。

武家不断枕上卷目錄

浅野長矩於殿中意趣討之事

内匠頭切腹被仰付事

浅野大学江分地被仰付事

間喜兵衛女房自害之事

友部藏人久光妻之事

多川月岡江戸使并戸田氏制詞之事

赤穂城騷動并諸士行蹟品々之事

義士盟約并大石異見之事（目錄才）

赤穂城渡并家中離散之事

大石偽而不行跡并赤穂浪人易容事

大石父子并小野寺十内江戸下向之事（目錄ウ）

下卷の目錄は以下の通り。

武家不断枕卷之下目錄

内蔵助訪浅野後室事

義士泉岳寺江參詣并手配之事

義士夜討之事

上野介最期并義士立退事

上野介首備廟所并四拾六人被預事

（資料紹介）翻刻『武家不断枕』（上）

吉良左兵衛註進并家内被改事

上野介首返并落首之事

夜討之者切腹付義士之子共被所遠流事

吉良左兵衛被預付四拾六人法名之事（目録オ）

丹羽謙治氏によって鹿兒島県立図書館本『武家不断枕』が紹介されている（〔翻刻〕鹿兒島県立図書館蔵『武家不断枕』——都の錦の初期赤穂義士伝実録——）、『国語国文 薩摩路』56、二〇一二年三月）。漢字カタカナ交じりの本文であり、冊数は三冊である。なお、序文が付されている。これに対して、架蔵本は、漢字ひらがな交じりの本文を有し、冊数は上下二冊である。鹿兒島県立図書館本は架蔵本に先行するようである。架蔵本において本文に修正・加筆した箇所注目すると、それがあきらかになる。

貴賤滴涙慕之遠近吞声悲 呼々此日何 ナル 日ソ （鹿兒島県立図書館本一〇オ）

貴賤滴涙慕也遠近吞声悲死あ、此日いかなる○日そや（架蔵本一〇オ）

架蔵本は、鹿兒島県立図書館本の「呼々」を「あ、」とし、その位置を訂正して、「あ、」を「いかなる」の後ろに回して「いかなるあ、日そや」としている。これは鹿兒島県立図書館本系統の本文を修正して加筆していることを如実に示している。全体的にも相当の分量の増補がなされており、以下に比較的長文にわたる増補部分のみを記す。

上巻では、「多川月岡江戸使并戸田氏制詞之事」の最後に架蔵本には増補本文があり、「従赤穂差出口上書」「従戸田采女正赤穂江返状之文言」「内匠頭一類中より為見届赤穂江差遣使士之事」の約三丁分ある。

下巻では、架蔵本冒頭の「内蔵助訪浅野後室事」の二丁半余りは鹿兒島県立図書館本にはない。「義士夜討之事」の最後の土屋主税の件一丁分が鹿兒島県立図書館本にはない。架蔵本では、「上野介最期并義士立退事」で、面々が回向院門前から無縁寺、酒屋十兵衛での大高源五の酒代、内匠頭屋敷へ出入りの町人の厚遇などの件、約二丁分増補。架蔵本の「上野介首備廟

所并四拾六人被預事」中、不破数右衛門焼香の一件、半丁余り増補。同じく「御預りの輩請取小屋へ入置かる、次第」始終料理二汁五菜昼餅菓子夜饅飴蕎麦切之類」、約一丁増補。「吉良佐兵衛註進并家内改らる、事」中、「上野介家来死人」の芳名録、約四丁を増補。「上野介首返り并落首の事」中、一丁分短縮。「夜討之者切腹付義士之子共被所遠流事」の流罪の件、約一丁増補。「吉良左兵衛被預付四拾六人法名之事」の役職、知行高、氏名、年齢、法名の一覧、二丁半を増補。鹿兒島県立図書館本の下巻の後に、間十次郎妻が詠んだ歌二首が増補され、その後に「義士挽詩」を「林祭酒述之」として一丁余りを増補している。このように鹿兒島県立図書館本と比較すると、この系統の本文を増補して、詳細な記録として追加していることがわかる。もちろん、これ以外にも数行にわたる増補もしばしば行われている。なお、野間光辰氏披見本は本書であろう（「都の錦獄中獄外」『近世作家伝攷』一九八五年十一月）

また、『武家不断枕』をもとに作り直された『播磨梶原』にも、架蔵本が関わっていることを最後に指摘しておきたい。次に浅野内匠頭辞世歌の件の本文を鹿兒島県立図書館本、架蔵本の『武家不断枕』と大阪市立中央図書館本『播磨梶原』（山本卓氏「都の錦『播磨梶原』新出本」、『近世実録翻刻集』、二〇一三年二月）のそれぞれを掲げておく。

鹿兒島県立図書館本「武家不断枕」

サラテタニ暮行春ノ散ガテナル花ノ色、返照ノ鐘に誘来ツテ匂イモイト、ナツカシク霞タナヒク気幸迄モ最艶ナル黄昏ニ空ノ名残モ今ヲ限リト思ハレ、年頃和歌ノ浦波ニ思ヒヲ音テ、筑葉山ニ心ヲハコビ、優ニヤサシキ意モアリケレバ、辞世ニ風ニウキ花ヨリモ又我ハ猶春ノ名残ヲ何ニトカセン

架蔵本「武家不断枕」

さらてたに暮行春のちり（8ウ）かてなる花の色、返照の鐘に透引来りて、匂いもいと、なつかしく霞たな引気幸迄もいと艶なる黄昏に、かくて時刻移りぬと検使の人々頻りに最期を急ぐ催しの声、雲井にかよふ心地して空のなこりも今を限りと思はれ、年来和哥の浦波に思ひをよせて筑紫の陰に志をはこひ優にやさしき心も有ければ辞世の哥に

風さそふ花よりも又我は猶春の名残をいかにとかせん

大阪市立中央図書館本『播磨梶原』

さらぬだにくれゆく春のちりがてなる花の色、入相のかねにさそひ来りて匂ひもいとゞなつかしくかすみたなびくけしきまでもいと艶なるたそがれに、かくて時刻うつりぬと検死の人くしきりに最期をいそぐもよふしの声、雲るにかよふ心ちして空の名残も今をかざりと思はれ、長矩日ごろ式島の道に心をかけて浅香山の浅からぬ志し優にやさしかりければ、辞世によめる

風さそふ花よりも又われは猶春のなごりをいかにとかせん

『播磨梶原』の本文は、『武家不断枕』の諸本のなかでも、架蔵本の本文を踏まえていると思われる箇所が指摘できる。すなわち、辞世歌は架蔵本では、『播磨梶原』と同じく「風さそふ」であり、『播磨梶原』以降の辞世歌に引き継がれていくのは、架蔵本の系統本ということになる。辞世歌以外でも傍線部に注目すれば、架蔵本との相似性は動かない。この前後の本文は、鹿児島県立図書館本、架蔵本ともに類似した本文であり、いずれとも断じがたいが、『播磨梶原』は、架蔵本の系統の本文を参照した可能性があることを指摘しておきたい。

翻刻に際しては、三宅が草稿を作成し、それをもとに点検・修正を加えた。また、翻刻本文中に施された加筆・修正についても、できる限り現況に近いかたちで三宅がレイアウトした。

（解題執筆者 山田和人）

【凡例】

- 翻刻本文の表記は現在通行の字体を基本とした。
- 割注形式はそのまま翻字した。
- 空欄の箇所は（空白）で示した。
- 虫喰いによる判読不能箇所は□で示した。
- 「夏」は「事」、「々」は「々々」、「夕」は「より」とした。
- 旧漢字は基本的に現行の字体に改めた。ただし、固有名詞に関してはそのままとした。

【翻刻】

武家不断枕上巻目録

浅野長矩於殿中意趣討之事

内匠頭切腹被仰付事

浅野大学江分地被仰付事

間喜兵衛女房自害之事

友部藏人久光妻之事

多川月岡江戸使并戸田氏制詞之事

赤穂城騒動并諸士行蹟品々之事

義士盟約并大石異見之事（目録才）

赤穂城渡并家中離散之事

大石偽而不行跡并赤穂浪人易容事

大石父子并小野寺十内江戸下向之事（目録ウ）

武家不断枕上

浅野長矩於殿中意趣討之事

死生有命富貴在天宦位俸祿無隨身諸徒不同命天に時あり地に財あり能人と是を共にする者は仁也仁のある所天下帰之人の死をゆるし人の難を解人の患をすくひ人の急を救ふは徳なり徳のある所天下帰之人と憂を同じ好を同じ悪を同じふするものは義也義のある所天下赴也凡人死を悪んて生をたのしふ（一才）徳を好んて利に帰す生を能し利を能するものは道也道のある

所天下帰之こ、に名君則道天に体し給へは四海帰一元万民樂四の時常に(金目)の化に袴(マツ)て長に巍々たる徳を仰く干戈篋に納りて八洲につたふ梓弓被伝にし武の武を蔵たる武蔵野や草より出る月影も優にすめる雲の上霞たな引九重のみやこは春の花のころ新曆の御慶を示されんため恒例として勅使正親町前大納言柳原前(1ウ)大納言并院使藤谷宰相相参向ある毎歳季春を限とすれば此時元禄十四辛巳年三月なり然るに公卿御馳走の結構を奉り当役播州赤穂の城主浅野内匠頭長矩知行五万三千石急命を蒙り伝奏屋舖に相詰丁寧の催し奇麗美を尽し賞翫善を尽すされは公武伝奏の執達は中古鎌倉將軍家より以来吉良畠山大友今川等の高家を以其裁断を任する事定例と成て当時猶かくのことしさるによつて(2オ)公卿御滞留の間は伝奏屋敷江日々出座して時宜を見分内外の挨拶はすへて高家の職所なれば万はからひ給へり其比同列の高官吉良上野の少将義英時に当て先役といひ殊に一座の古老なれば同役の棟梁と成ておもくもてなされけり依之饗應の役人は吉良氏より指図を得て勤らる、筈なりしかあれは兼日音信の賂を以て万事公体を繕ひ給ふへき事第一なるに内匠頭天性儒学を好み専ら儉約を本とし珠玉錦繡を除て(2ウ)身の奢をいましめ賢臣を挙佞人を遠て孔孟老莊の学に富り則在国麗正書院を建文学の輩を集書を修し経を講せしむるといへとも未権道行て能世と推移る事をしらす唯伯夷か清をうらやみ陳仲子か無欲をしたひ汶々を不更察々を以我独り醒たりと思ふ志なりければ強て高家対しても賄賂を繕て媚る事更になし又吉良義英は元來聊貪戾にして動は佞姦の気さしある人なりければ互の心相表裏(3オ)し此度伝奏に於て吉良と浅野両氏のあいた睦しからす上野介既に高官を踏老功に袴て諸士にたかふりける折からなれば内々心中に私曲を構へ後日の難をわすれいかにもして内匠頭に恥辱をあたへいつれの時か意券を散せんと恰積鬻如山か、る所江内匠頭より伝奏に付内外問合のためとて上野介宅江両度に及び見舞申さる、といへとも義英方に或時は偽在宿せざる由を答へ又次の日には所労と号して対面(3ウ)にあたはず其後長矩より使者を以て内意を伺給ひけれどもしかくの返事もなし使再三に及てやうく上野介より申出さる、は委細被仰越候趣聞届侍る何れも同役の面々と参会の序に令相談追而是より可申入とはかり大やうなる挨拶を言て重て有無の返事もなければ長矩大に憤りをふくみ怨敵の思ひ茲におゐて生す誠に禍一朝一夕の故にあらすとは後にそ思ひしられたり扱其後伝奏屋敷江上野介をはし(4オ)

め大澤右京大輔^夫畠山民部少輔品川豊前守其外同列の高家衆相詰られけるに内匠頭常よりも威義つころひ各に向ていつれも此程は打続て間断なき御勤近比御苦勞に存候と色代宜しく申されしに上野介会釈もなく打仰ながら抑御辺に申候事いか、奉れとも此度の御馳走の風情万端疎略のやうに被存候間我等の座中江被仰付公役大切に勤させられ候へかして楚忽なるあいさつ申されしかは内匠頭いと、曠恚焦胸必定(4ウ) 此意恨を果すへき時節もかなと思ふ心の底深く是を鬪諍違乱の禍となりて弥増の憤り更に止時なし去程三月十四日將軍より勅答被仰出によつて勅使院使江御対顔有へしとて御老中を始諸役人列を曳て登城あるいまた出御前なるに御白書院の末席に吉良少将束帯にて相詰る此日は御馳走人も装束の筈なれば浅野長矩薄浅黄の浮泉綾の指貫に玉虫色の直垂を着し大廊下に伺候す此時に当て(5オ) 又そや上野介長矩に対して申されけるはいかに内匠頭殿若年とは申ながら此節の御馳走すへて龜相に覚へ候已後とてもかやうの御役可被仰付事に候へは兼而より物毎御念を入られ疎略に無之様と存候とよそながら御老中大目付衆などの耳へも響申せかして姦き挨拶をせられければ内匠頭早恨の数透骨髓難忍無道を殺して就有道に謂にもあらねとた、暴虎馮河の血気の勇押へかたければ二言をまたす其ま、小太刀を(5ウ) 抜はつし義英の冠の上よりた、一太刀にと打付しかとも冠に障て太刀先後江流れける二の太刀を執直し腰のあたりを切けるに石の帯に隔られ思ふまゝに打れさりしは上野介かいたまた運の強き所にやあらん義英二ヶ所の薄手負てあつといふて倒れし所に二の丸の御留守居梶川与三兵衛御産所の御身奉て大奥江通りける折からなれば見ると等しく高声に内匠頭乱心そと呼はつて飛か、り後より搔懐先小太刀(6オ) を執ければ重て働へきやうもなくして打とめざるこそ無念なれ事静て後与三兵衛早速押留ける段神妙なりと御感有て知行五百石加増被仰付ければいかなる者の所為にや与三兵衛屋敷の前に札を立て梶川の流にうかふ与三米たくみとる手に握る御加増

又吉良少将の門に張紙して

朝の間にたくみし事もいたつらに切られし人の疵は少々

偕上野介をは御馳走人の内伊達左京亮宗春(6ウ) 引立て椽端江つれ出す時に御老中若年より大目付衆彼は大勢集り散々怒

り給りて内匠頭をは休息部屋江押込御徒目付御小人目付を相添きひしく守護せられ上野介をは流る、血を留させ別所の部やに入置る、大廊下の青畳朱に染て殿中の騒動は不及申即日江戸中走馬頼波を立て何事とは不知御城中におゐて喧嘩ありと有り貴賤老若東西南北江無三四度計一楮殿中には血穢を改られ畳を敷替御対顔相濟て（7才）以後内匠頭をは田村右京太夫建頭に御預納代輿に乗て諸士路を囲やかて屋敷江つれ越上野介をは親類の中荒川丹波守酒井主馬介を召連被仰渡けるは誠に義英事過たりといへとも殿中をは、かり太刀打不仕之段神妙の旨御感におほしめさる依之何の御構も無之間宿所江帰り手疵養生仕るへしとかたしけなき上意を蒙り一類中介抱して帰宅せらる

内匠頭に切腹被仰付事（7ウ）

三月十四日の晩景に大目付庄田下総守并平目付大久保権左衛門多川伝八郎右三人に御徒目付四人御小人目付六人差添られ田村右京太夫館江遣し内匠頭に仰渡され候趣は今日於殿中の挙動譬偏執にもせよ日來の宿意にもせよ法令を我意にみたる罪責甚不輕依之速に赤穂の領地被召上切腹被仰付之旨申渡さるれば其時内匠頭謹て各に向て申さる、は誠に運尽途窮て倍る辱にあふ事にあさましさは併前世の宿報の所令（8才）然乎更其是非を不弁といへとも一旦短慮の血氣に任せて殿中を不憚私の意趣果さんと仕候事其恐れ不少然れば責婦老人謂其罪謝する無所須たとひ三族の刑に伏らる、とも今更後悔可仕にあらず乍去亡名を先祖に汚し辱を天下の人口にかけ申事残念に存候へ共當時有かたき長命を蒙り及切腹候段此上の幸迷途黄泉赴ても猶君恩難忘本望とゐんきんに御請申上らる日既内樋に耀く程に成ぬさらてたに暮行春のちり（8ウ）かてなる花の色返照の鐘に透引来りて匂いもいと、なつかしく霞たな引氣幸迄もいと艶なる黄昏にかくて時刻移りぬと検使の人々頻りに最期を急ぐ催しの声雲井にかよふ心地して空のなこりも今を限りと思はれ年来和哥の浦波に思ひをよせて筑紫の陰に志をはこひ優にやさしき心も有ければ辞世の哥に

風さそふ花よりも又我は猶春の名残をいかにとかせん

かくて時移りて西の下刻書院の庭に台をも（9才）ふけて畳を重ね其上に緋褥を敷内匠頭座に着て後三方に扇を添て出す

体大

切腹人江真剣を不出御作イカナル心得にや内匠頭自身の指料長矩肌をぬき扇に手を懸申と否首は前に落ぬあ、留え法也但し時よるべし介錯は御徒目付磯村武太夫也にて介錯あられ度願也依之由也長矩肌をぬき扇に手を懸申と否首は前に落ぬあ、留えぬ無常の殺鬼唯心己身を襲来りて行年僅三十二かひなき名のみ曙の春とそ成にけりはかなかりし最期なりやかて畳紙に首を請右の三方に戴て大目附の実検に入死骸をば白小袖につ、み大広蓋にのせ首と共に右京（9ウ）太夫か家類にもたせ磯

野武太夫相添玄関江掻出先達て死骸を内匠頭弟浅野大学方江引被召申旨被仰渡に依大学より差図を以て内匠頭側用人片岡源五右衛門馬廻り間喜兵衛兩人に徒士数多差添乗物搔せて遣置則右京太夫玄関におゐて受取亡君の屋舖立帰るありさまほぬな

家の上下悲歎周章はいふに言葉なし尾を問伝る△

かりける次第なり惜かな浅野に咲る春の花随三方流不帰水奈何武蔵野、夜の月入三不晴虚名雲されは△貴賤滴泪慕也遠近吞声悲死あ、此日いかなる○日そや元（10オ）か、る事のある□□によりて緑十四年三月十四日眉のあたり過し昔のためしをおもふにをかへり見れば天和年中稲葉侍従一殺多

生の理によつて堀田少将を打れしに即日殿中の騒動希代の珍事と沙汰せしか彼は依恩命をかくする所是は私の宿意を以しかも存念を果し遂すいたつらに横死せられし事無詮かな抑稲葉とわたる秋風と浅野に戦く春風と陰陽不等公私の理ともしゆら道のくるしみをうくととまのすゆ開しや七七 いへとも

天地懸隔すといへとも彼も一時也ふたつに語り伝ふ是も一時也誰か天誅を蒙さらんや前車の覆をみて後車の戒とすへき事尤なりとそ（10ウ）

浅野大学江分地被仰付事

夫撫劍敵一人血気の所為匹夫の勇用ゆるにたらず殊に主将たるへき人思慮短き働あれは下民の患止時なしされは内匠頭長矩事於殿中のふるまひ偏に乱心の致す所なれば是非の評議に不可及といよく狂気に落着して則切腹被仰もの也十四日の晩景に内匠頭従弟戸采女正正氏定を御老中土屋相模守宅江招き被申渡けるは抑内匠頭儀乱心とは申ながら勅答の折から殿中御座近く（11オ）に於て狼藉の仕方時節をわきまへさる其過御当代未曾有の事也依之上の御立腹甚しき所なれば亡跡に於て分地の御沙汰にも及ましき事なれとも彼か先祖の武功を思召付られ御仁心を以弟大学江分地三千石名蹟として宛行はる、所也然りとといへとも大学義當時しはらく閉門被仰付候間此段有難可被存候者内匠頭江戸詰の家中妻子資財相仕舞親類縁者の方江片付可申候其内譜代の家老并由緒有之侍は（11ウ）大学方江呼取扶持致すへき者なり惣して家中騒動不仕様に下知加へ可被

申由申渡さるゝに付采女正委細領掌して帰られ頓て此旨大学江相達し其後内匠頭遺宅に於て在江戸の侍江上意の趣申聞せられけるに何も無力風情に相見え互に目を側つゝ、悲歎の涙に梶を碎き闇夜に灯を失ひ瞽の枝に離しことく惘然としたるはかり也中にも猛勇義士憤りを含相手上野介をは何の御構なくさし置れ主君の名跡は僅はかり立(12才)置れ候事誠にほゐなき次第に思ひけれども私を以て上の大義をはからふへきにあらねは不足是非無知ながら采女正指図を得て大学方江人分して無用のものはおもひくゝに妻子を引つれ離散しぬ赤穂に所縁有之者共は路銀の配分を得て急き播磨江下りけり爰に内匠頭同姓の祖家松平安芸守綱長熟思慮をめぐらさるゝに大学江戸の栖ならば以後殿中又□途中に於て吉良上野介父子に出合申節もあるへし彼と是とは怨敵の思ひ尽未(12ウ)来際休時有へからず然は後日にいかなる凶事か出来り又そや公儀に御恵を得のみにあらず且は我等か為にも不可然所詮僅なる分地を申請小義思ひて巨害をわするへきにあらずとて綱長願を申出大学江被下たる分地を差上それより大学をは安芸守領分芸州広島江呼下し新造に移し置て養育せられける思慮の程こそ浅からね去程に浅野長矩か死骸を片岡源五右衛門間喜兵衛兩人田村右京太夫玄関にて請取亡蹟の屋敷に立帰(13才)乗物を輿に搔入れは奥方を始局上郎中居端女にいたる迄皆同音にわつと嘯て悲みけるありさま断とめて哀なり慈に間喜兵衛か妻は長矩幼稚の時より乳房を取て成人ありし事なれば勝て馴染深し急奥江はしり参りて其ま、御死骸に取付忙然としてしはしは物もいはさりしかや、有て落る泪を押へ搔口説けるは殿いとけなくおはしましけるに襦袢の中より抱育申てうつる月日にとなく人とならせ給ふにそわらはか心にかはかりか悦び(13ウ)参らせ候しを思ひし事もいたつらに頼甲斐なきは、木々のありとも見えぬ御身の上間も淋しき松風を今は苔の下にのみむなしく聞しめすらんおよそ人の命のはかなき事貴賤老少差別なしとは承り候へとも世には七八十迄存へあらならひなるにまた四十にもたり給はてかく浅ましようならせ給ふ事尤御短慮なる御ふるまひゆへとは申なからうたてしき殿の御心や御相手をもしとめ給はてかくも御腹めされし事さそやほゐなく覚しめさるへきと余り(14才)御いたはしうて女心のやるせなくわすれては夢かとそのみ思はれ参らせ誠にうき世の無常はさる事なれともかゝるあへなき事やはある今は世にありても何かせんとなき御からをおし動しひたすら御余波をおしみ奉り消入はかり歎き

惑ふ奥方は左右の事も給はずあきれてひれふし給へり宮仕の女房家中の妻女何も一間に並みて守り明す短夜墓なふ明行はさてあるへきにあらず泣く御死骸を石櫃に納め芝高輪泉岳寺は浅野家代々の菩提所なれば(14ウ) 憤墓を筑教養作善穩便

□□□る法名は冷光院殿前少府朝散太夫吹毛玄利大居士とそ号しける

間喜兵衛女房自害の事

間喜兵衛か妻は御葬送の御供して悲歎の泪襟に余り弥増の思ひ胸に満宿所に帰りて夫喜兵衛并十次郎新六とて若年の子共に近付泪を押へて申けるは誠に殿の御無念の程をしはかり奉りわらはいかにもして主君の敵を取て御墓所にそなへ迷途黄泉の旅路をも休め申度願候へ共女性として力にまかせ(15オ) すあわれ何とそ謀をめくらし御相手を打取草葉の陰な君の御憤りをはらし申させ給へかし扱又十次郎新六苟しくも弓箭の家に生れ君の為親のために忠孝を存し死命比之毫毛猶可重夫侍は戰場に望て敵と組死をあらそふ今為君守義致命其用異なりといへとも共に理りは同じかるへし早く一命を抛て多年の給仕厚恩を報せよかしと打塩垂て諫けるか小夜もやうく更行は唯独一間に入幽なる灯の下に枕を歌てこしかた行末をそこはかとなく(15ウ) 思ひつゝけ有しにも似ぬ世の中のうつろふ花の色かへてかゝるへしとは兼てより今身の上に白藤のもつれて解ぬ思ひのきつな一つにわかかねよしや命存へて夕の日に子孫を愛すへき身にしあらねは年来の恩の為に命を捨恩愛妹背の道に先たち残し人に義をすゝむる事はこそ我本意なりといひもあへす起直り小脇差を抜て心もとに突立旦の露とそ消にけるけにや女性なれとも道をわすれす命を白刃の下におとし名を蒼天の上揚や(16オ) さしかりけるふるまひなり喜兵衛父子あつといふ声に驚き取付みれば早言切れ果にけりさしも亡君の歎の上に又そやかゝるうき目をかさね今は流石に力なく矢たけ心も弱くなり関来る涙を押へかねて居りしか良あつて喜兵衛きつと起直り二人の愛子向て申けるは偕も我々思はずも不幸の愁に沈むは併前世の宿執のつたなき故とおもへは今更悔へきにあらず抑女心にさへ殿の御憤りを奉察斯自害に及ふ事誠に切なる所なりいかにもして御相手上野(16ウ) 介殿を打取亡魂に手向奉らは忠孝の道是に越事有へきやと言葉涼しく諫れとも妹背の別れにほたされて涙はかりそすゝみける其時十次郎新六口をそろへこはいひかひなき御形勢やな母上の御事はあななち歎

き覚しめしても帰らせ給はぬ事也強而悲しみ給るなは後世の罪も重かるへく存候へ當時かゝる仕合の上上野殿こそ主君の讐次ては母の敵にて候へは義の責る所共に天をいた、くへからす御心易被思召候へ虎と見て石にたつ矢もあり(17才)そ海の深計略をめぐらし何とそ怨敵を打取亡魂に手向奉らは忠孝の道是より大なる有へきをやと通勇なる挨拶を聞て父喜兵衛適役し石竹の花の姿の匂ひやかに兄弟同し思ひにて万の道にも賢くおとなしく生立ぬれは我身の老となり行をも不知いつかは成長して父か家業を相續し君に宮仕し奉らんを見んとのみ思ひしに弓箭の道はさる事なれともかゝる不幸に逢ぬる彼等か運命の短さよと猶恩愛の遺方なき問へる言葉 黙 アキキョク 振ひ余りの事(17ウ)に今は又あきれて涙も落さりけり倦限りある道なれば茶毘のいとなひ取した、め泣く教養したりける人間わつか五十年刃にかゝるあたし身は惜へし歎へし誠にはかなき有様と聞人袖をしほりける

友辺藏人久光か妻の事

されは列女の名を残し貞潔の義を立たる往昔を考れば平相模守権柄の比無実讒に依て横死したる羽州の住人佐竹義頭か普代相伝の郎等友辺藏人久光か妻なり一とせ物詣の帰るさに路の辺に(18才)怪しの萱屋あり年久しく住馴しと見えて木立物ふり苔に埋る、柴のあみ戸格子半藪いと故つきたるさまなり久光過かてに馬打よせ生垣の上より見越たるに年の程二八に少しあまるやと見えし女の貴なるかすのこに出て竹の檻に靠りて垣根に袴る夕良の艶なる目かれもせず詠入て涼居たり久光は其色香のえならぬ愛きやうつきたるに心うかれ具したりし下部等か思はんする所の恥しさも打忘れて馬も不近踉蹌たり女は見る人ありともしらす何やらん(18ウ)口ささみて唯独り嘯き居たるに折節時鳥雲井に音信けるをふり上て見るさまに久光か顔と見合たり女はしたなきさまもやは仕たりけるにやといとうはつかしけなり久光いと、心迷ひ声ふるいて物申さんと云けるに女面に紅葉して袖打覆てはしり入ぬ又も出へきやと尚惘然として居たる程にはや黄昏過るにそさのみはとて帰りける久光静心なく思ひ乱れて人して誰人の栖なるそと問せけるに林氏の何某とかやの流されておはするか其娘也とそ(19才)申ける左右して所縁を求め数重りし水荃は人目いかにやみちのくの浮名取川流れ来て人の情の浅瀬川恋ふる泪や測となりけ

む例にもとて年月をへて口説けるにそ遂に深き中と也て迎へ取て鴛鴦のちきり睦しくいく程もなく例ならずなりて男子をなむもふける、然るに久光か主君義弘滅亡の期来り高時の為に打れ給ひけるにかの妻久光に向て申けるは此世の中も今はさてとこそおほへ候公の御一家させる罪なふしてあへなき死をきはめ給ふされはわれ(19ウ)女の身なれはいつ方に立忍ふとも命のみはさりとともと思ひ候へ共誰を頼て存ふへき身にしあらねは君に先立參らせ二夫にまみへしと思ふ我真節をも見せ參らすへし第一かく思ひより候事も猛き武士といへとも妻に引れて義に望んで命を捨最期も浄からす心ならぬ不覺をも取とこそ承りつれさらは自死て後快主君の讐を報せさせ給ふへし九品の台とかやにて庄を分て待參らすへしやかて追付せ給へといひ捨て守り刀を抜て口にくみうつ伏(20オ)に成て終に空にしく成にけり最哀にやさしかりけり久光も涙にくれ更に前後も覚へさりしと也其子友辺光豊母か遺戒を丹府に納め其後左兵衛督義貞の手に属して鎌倉を責亡君の憤をやすめ亡母の感義報しけるとなりされは間喜兵衛か女房と友辺久光か妻と古今時を同じふせずといへとも亡志一なり貞節深厚の至り誰か不感之乎

多川月岡江戸使并戸田氏制詞の事

内匠頭非常の刃に命を陥し給ひて後赤穂に(20ウ)は闇夜に灯消て行人蹇たるかことしまつ殿中喧嘩の註進として内匠頭在江戸の土早水藤左衛門萱野三平兩人三月十四日午の下刻江戸表発足す又切腹の註進には物頭原宗右衛門馬廻り大石瀬左衛門兩人同十四日の夜丑の上刻打立江戸より赤穂江行程百七十余里の隔を各五日に着たりける元来此家先祖長政より已来武備に長して殊に家老大石内蔵助良雄タカヲ節義を尽し上慈愛を施下勇敢最秀一也武略の才のみに非す志し寛(21オ)に損益利害に明らかなりければ短を捨て長を取大に付て小をかへりみず緩なるをおゐて急を用れは何事行ても其切下坂に車を押かことし此さ
はかしかりける最中に能手配をしてすへて家中の引払に舟百余艘を集め白紙を小旗に拵丹を以て一二三の文字を書付舟印として諸士に番組を定め家々の荷物番附次第に積出し手寄の方に退たりける依之雑人小者諍論せず盜奪ふ愁もなくさも見事にそ有けりされは家中の(21ウ)人々年来の恩顧をわすれ妻子を哀み財宝を惜み行末マタヘのの思ひ有て忠義を捨る者も有又報讐の

志を励すものも多かりけりされは変に望んで人心の翻覆する事恰も野分にみたる、草葉のことし患難憂苦其時と共に行ふもの稀也況や生死の間におゐておやこゝに内蔵介在国の諸士に制す制詞を加ふ其條に曰

一亡君の敵吉良上野介殿於存生有之食俸禄輩不報讐生前死後共不可有面目事(22才)

一亡君恩顧ため此城を為枕可遂殉死申

一無拋子細付当城於罷出輩は至江戶泉岳寺切腹可仕事

巳三月廿三日

備内蔵助在国の士三百六拾余人有しを但医師徒士は除也江戶悉城中江呼集申出しけるは今度主君を失ひ申事偏に吉良上野介殿故な諸の士は三百八人有也

別義あるへからす面々いか、心得らるゝと辞を尽し義励し異見せられけるに家老大野九郎兵衛父子を始大野は一家老也城代トシテ二千石取子息郡右衛門廿二歳也

各思ひもふけさる事なれば指当て思慮にあたはずアツメ覺額低頭て挨拶する人なかりけりしかれとも又其内に節義を憶ふ者有て

大石と同志にして城を枕に打死すへきよしを申ものもありかくて大石相家老ら并(23才)用人物頭等打寄亡君の家材を浅野

大学殿を始其外親類中江遺物として配るを相定次に譜代給仕の役人には刀脇差一腰つゝ見分に應して是を配当す扱又内匠頭

数年の用金を取出し知行高百石付金子三十兩の積り引払料として足輕に至る迄一人当小判三兩中間に壺兩二分と相定宛行に

ける其内に大石内蔵助此度の配分心外に思ひなれとも内々大義の存念有之故人並に金子を得たり家老分の者は三千兩余の配分を受

(23ウ) 去程に東武より城受取の上使発向のよし其沙汰かくれあらされは大石良雄一先所存の通り上江申開は何の家にも家老は再奉公難成故也為に多川九左衛

門月岡治右衛門を以俄に江戸に訴ふ若上使江戸表発足に於ては願の筋速に戸田采女正殿江可申達の旨いひふくめ口上書を相

渡は多川月岡両使委細承りて三月廿八日の申ノ刻に赤穂を打立夜を日に繼て急ければ漸四月四日亥の刻江戸に下着して尋れ

は上使はもはや発足也と聞て多川月岡は則亡君の江戸家老安井彦右衛門藤井又左衛門に(24才)対面して内蔵助か願書を相

渡は多川月岡両使委細承りて三月廿八日の申ノ刻に赤穂を打立夜を日に繼て急ければ漸四月四日亥の刻江戸に下着して尋れ

渡せは各是を披見して早速戸田采女殿の家老中川甚五兵衛方江かくと案内すれば甚五兵衛やかて藤井宅江馳來る間右の衆中出会大石方よりの口上奥に申達其上にて願書を相渡せは甚五兵衛請取追付披露可遂由色代して退座す翌五日の朝甚五兵衛より切紙を以各私宅江可被參の旨申來、付安井藤井并赤穂の両使打つれ中川か館に至れば甚五兵衛并近習番頭高岡代右衛門を以采女正より被申出けるは抑某か存る旨を（24ウ）赤穂の者共納得可仕や否是非共内藏助願の通上聞に達し可申候と尋ね有しに付安井を始兩使の者申けるは此上に於て何とそ筋の立候御思慮も御座候て承り届上江訴へ申候義用捨仕り帰国いたし可申然らば采女正殿は墨付を申請内藏助に納得致させ申度候間又々此段被仰上被下候へかすと断申付重て采女正より一書をあたへらる、彦右衛門始兩使の者即座拜見して得其意いそき罷帰り此旨内藏助始在国の諸士江可申聞よし（25オ）領掌して亡君の屋鋪江立帰りぬ

從赤穂差出口上書最前多川月岡兩使采女正殿致持參入披見候趣也

今度内匠頭於殿中不忠上狼藉之働仕候付御法式之通被仰付之段奉畏候然共吉良上野介殿御存生之由承伝候得は苟譜代恩顧之者共当城離散仕何方江可向慮外此意趣則家中一同之存念而御座候付不肖之老臣上を憚雖加制詞申何も田舎者之儀御座候へは承引不仕候若離散仕候而右之者共可致安心筋も有之候は各（25ウ）別之儀存候奉対上毛頭御恨ケ間敷所存無御座候惟自滅仕報厚恩可申心醉迄候且又無抛子細有之当城被出者におゐては各志家來江戸於泉岳寺切腹可仕覚悟御座候以上

巳三月廿八日 浅野内匠頭 家老番頭用人

從戸田采女正赤穂江返状之文言

多川九左衛門月岡治右衛門を以口上書被差越今承知候先以家中之面々頗楚忽了簡覚候其縁者江戸表不案内故与推察畢抑内匠頭儀日頃奉重（26オ）公義平常之勤仕如履薄臨深是又各存知之申候然上は家中奉公筋之者对主人数年之於存給仕速其地引扨当城無滞相渡申事第一謂奉進上且内匠頭年来之存念も可相叶然を全身当忠義何事如之哉猶以不及申入候得共追々差図之通被相守穩便早速退被申段肝要之事候此旨在国之面々被致承知候は可有納得者也

巳四月五日 戸田采女正氏定判

浅野内匠頭 家老中番頭中用人中目附中惣家中 (26ウ)

多川月岡右の返状請取帰国の刻内匠頭江戸家老安井彦右衛門藤井又左衛門并用人目付中より在国の役人江送りける趣は今度多川九右衛門月岡治右衛門両使を以被申越通委細采女正殿御耳に達し候所に則返状被来下且又我々共江口上に被仰聞候意趣は内匠頭日頃公儀を大切に被思召御勤仕の事に御座候へは此上に於て亡跡の義いかやうに被仰付候とも亡君の御所存毛頭上江の御怨気は残るへき様は不思 (27オ) 召寄との事候然らば直に御遺跡を相守り当城無異儀開渡し可申儀内匠頭殿存念にも相叶家中諸士の客仕神妙の至と可思召候假令各願の筋を公儀江言上申たりとも相達し可申様には不被存却而御不審を蒙り候は、大学殿を始御一門方の為不可然との御事に候采女殿御念を入られ如是被仰越候事はすへて家中の者納得いたし首尾能やうにと御了簡候ての儀に有之候間弥此旨を考速に城を引渡され (27ウ) 候事尤に存の由申含四月六日の曙に両使を赤穂江歸しけるとぞ

内匠頭一類中より為見届赤穂江差遣使士の事

従戸田采女正 家老戸田権右衛門 番頭同源五兵衛 物頭杉村十太夫

従浅野土佐守 持筒頭徳永又右衛門 内田孫右衛門

松平安芸守より 先手物頭小山孫六郎 大田七郎左衛門

古田権六 有田市之進

持筒頭丹羽源兵衛 西川文右衛門

自浅野甲斐守内藤伝左衛門 海野金七 (28オ)

従浅野伊織 八木助右衛門 長束平内

従上田主水 野村清右衛門 末田定右衛門

赤穂城騒動并諸士行跡品々の事

事は小きより起て必大きに及ふ事恰も一觴の源水支流分れて如為江海又一粒の種苗枝幹垂て如為喬木されは内匠頭長矩一旦の憤りによつて終に鬪諍の兆となれり去程に赤穂の家中騒動のよし聞へければ近国の諸將各手当をそいたされける先松平伊予守より領地境(28ウ) 虫上の在所まで用人津田左源太六百余騎にて出張する松平讃岐守より家老大久保主膳舟三十艘はかりにて絵嶋か沖に雁行に連り扣へたり松平淡路守より物頭二組は船をそろへて漂泊たり其外姫路明石よりいづれも纜を解て海原にさゝへたり松平相模守よりも領地の境迄人数を向へ置如是に近国隣郷皆籠城のさたに及んで用心する事かきりなしされは在江戸の家中にも義を思ふ侍なきに(29オ) あらされ共江戸家老安井彦左衛門兼而戸田采女正より下知を蒙りて強て制しければいたつらに其志を遂さるもの多し其中に新參の武具役奥田源太夫重盛堀部安兵衛良康右両人志を一つにして城を枕に打死せんと忍ひて赤穂江駆着ける爰に先年聊の事にて浪人したる岡野次太夫大岡九郎井関徳兵衛此三人武具を擔鎗長刀を杖に突て大手の門にいたり我々一度亡君の俸禄を食暫時(29ウ) も妻子をはこくみ申たる累代の御恩忘れかたく存候に依て籠城の人数に加りいさきよく殉死仕らん願ひにて馳參し候と高声に呼はりけり大石内蔵助櫓に上つて此詞を聞其志を感ずといへとも彼等か願ひに順ひて籠城をは許さゝりけり元より逆心にあらされは浪人を召集へからさる心得是以公儀を憚る所尤なる謂なり右三人の者共大石か断意を聞てせんかたなく又こそ恩を謝すへき時節もか(30オ) など名残をしげに城にかへり見行方しらす成ぬされは先年家を出禄を離し人々さへ右の如旧恩を慕ひ忠義を守らんとする中に累代厚禄重恩を請ながら恥を捨て身命を惜む輩は家老大野九郎兵衛を始として重職普代の家臣共心臆し氣後れてあらぬ工夫胸にうかみ思へは斯まで騒動に及ふへきやうにはなかりし物を無詮内蔵之助か血氣にまかせ卒爾の籠城本意なき事にこそと其志しを隠し其義(30ウ) を掩て逃支度の輩すくなからず然るに大野九郎兵衛大石に与し同しく義をすゝめ下知なきは一家中におゐて誰も死を免れんと思ふものあるへからず抑好生悪死人情の常なれば大野に順ひて身命の安堵を計るものは多く大石に与して死を榮ふ者は稀なり覆載は其地の徳たりといへとも日月不照不忠の者山川無容不義之臣跡に大野父子誇りを万代の後に残し嘲を千里の外に

招んこと (31才) 薄情^{ウツクシ}かりし有様なり

義士盟約并大石異見之事

こゝに内蔵助在国の士三百六拾人の内殉死に決して同志する者四十三人有しを城中江招き血判誓紙を以て守約の堅をなし退て内蔵助熟慮をめぐらすに家中の士悉く一つ和せざる上は僅五十に不足人数にて籠城の支度叶かたからん事を謀知りければ各に向て申けるは城を開渡す事近比心外なりといへとも異儀 (31ウ) に及は、却而公儀を蔑し申に似たり且は戸田采女正殿の制に背く所もありさりとて又無下に相渡して立退事全武道に背なればすへからく某か宅江參らすへし相共に殉死すへしといひければ同志の者共心得我劣しと大石か宅に寄合ける然る上はいよく今日切腹の事血判を以可申請と又盟約をぞ定めける内蔵助重て申けるは各とても同心の上はあなち死を急くへきあらずた、從に殉死を遂る迄にては亡魂の為 (32才) に御憤りを可奉休とも覚へす所聞死は安して生は難し所詮城を無異儀開渡し其後安危を天運にまかせ謀を以不報讐多年の恩沢^{上野介殿を討可申運つゝ}一身に余り奉謝之更に其所をしらすいはむ就中今二世と隔りまいらせて其御余波しはしも堪てはあられましくこそ候へたとひ身を退き或は山野^林の田夫にましはり又は市店の中に渡世して一生むなく送る程にては笠上に笠をかさね弥が上天下の指笑に落へし臣雖不 (32ウ) 肖苟も委身亡君の恩儀争か不忠の心を存せん旁いかにと義を^{はけまし}ふるひ舌を^{ふるひ}碎て諫られければ一座の忠士皆尤と感得し隱密に内義を示し合せける茲に矢頭右衛門七とて十六歳になりけり去春より内匠頭側^江呼出され小姓奉公勤て居たりしか此度大石か存念を聞て一所に馳加らん事を願ふ内蔵助彼か心体を見て若年の者の志し殊勝には思ひけれとも其身いくはくの年月をか経んと余りに不便にして申けるは和殿いまた弱輩といひ (33才) 殊に勤の間もなき事なれば此列にはつれ給ふとて不義の士といふ人も有へからすいかにも命を全ふして出世をこそ願ひ給ふへけれと強て制しければ右衛門七更に諫を不用膝立直し偕はそれかし若年故ことをなすまじき者と思召候哉よしこ此上は不及是非御先仕^ハにて候はんとて腰刀をぬひて左の小脇に突立んとしたりしを大石暫時と押留適勇にもふるまひしものかなか潔心中を見る上は異儀を申へきにあらずとて則同列 (33ウ) の血判に加へけふ思ふに梅檀は芽より芳しく葦葱は苗より臭し苟も右衛門七弓箭の家に生れ

しとていまた弱輩なりけれども命を軽んじ死を難しとせざる志聞人魂を動せり去程に赤穂城請取の上使として播州立野城主脇坂淡路守備中足守の城木下肥後守并御目代として荒木十左衛門榊原采女石原新左衛門岡田庄太夫右四人を指添られ四月下旬発向のよしきこへければ内蔵助志をかたふすといへとも公儀を重する(34才)所亡君の心なれば采女正より段々下知に順ひ城を開渡さんとして惣して村々端々迄制法を堅し城下の市店に所徳買諍をいましめ猶亡君如在の礼を尽し城内屋舖隔々迄奇麗に掃除して上使の発向今や遅と待居たりけり

赤穂城渡并家中離散の事

四月十八日上使播州に到着いたされ赤穂城下より一里手前に野陳を張使者を以城中江案(34ウ)内被申入れは家老奥野將監物頭原惣右衛門両人使者と打つれ野宿に來り我々城中江案内可仕よし申て上使をいさなひ奉りける兼日待設たる事なれば門々口々番人も平常の人数半分に減し城内には家老用人番頭物頭等まで居残り其外の諸士は前日に城外に出し置ぬ既上使を書院に奉請時淡路守肥後守被申渡けるは今度内匠頭儀公家衆御対顔の刻時節を不考殿中御座近くにて狼藉の働有之(35才)に付切腹被仰付城地被召上候併上の御慈悲を以弟大学に名跡御立分地三千石宛行れ候間此上に於て何れか残念の儀可有之哉弥以家類の面面難有可奉存よし仰渡さるれば家臣各奉畏旨御請申上るしはらく有て石原新左衛門殿内蔵助を近付て申されけるは誠に城内の掃除念を入諸事の手配引渡の帳面等にいたる迄明細の儀共感し入候右の趣今晚飛脚を以言上可仕次に家中の者共退散致すおゐては居所望次(35ウ)第に申給はるへし且又江戸江罷下り候輩には女証文を認つかはずへし或は当地に住居いたし度望候者へは是又願の筋に可相達旨いと念比に聞へける内蔵助謹て承り委細御芳志の段忝奉存候家中の者離散仕候に付ては居住の儀内々存寄の手筋に銘々覚悟いたし遮而当惑不仕候様に何れも落着を申し置候間御氣遣に成ましきよし申上る既城を引渡し志ある侍は其日を不延皆方々に離散する本意なかりける次第なり中にも大石(36才)内蔵助父子は洛陽山階辺に蟄居して安危を天運にまかせ 謀はかりごとを胸中に秘していかにも亡君の仇を挫かはやと夏は暑日の長きに堪冬は寒夜の霜を凌蜚雪の窓に眠りを忘れて節義を思ふの外他事なかりけり

大石偽て不行跡并赤穂浪人易々容事

人の悪をあらはし苦を掩ふは凡情の常今更語るも事旧に似たれとも世の人口のさかなくも誰いふとしはなけれ共赤穂離散の浪人ともいかな(36ウ)る心得にや主の讐と等しく青天をいた、き千歳も経へきやうに生命をつ、しみ渡世をおもふ是そ人面獸心なる物をと世上の批判區々なり況傍輩の中にて臆病をかまへ義をわすれし大野奥野か如き不仁者己か悪を掩んか為朋友の義士をそしりされは忠義も口にてはいはる、ものよ節に望んては金鉄も心腐るものをやと嘲哂しければ四方の衆口一同してかひなきやうにいひふらしける然るに大石内蔵助智謀は楠の家訓を伝へ(37オ)計略は甲陽の雄鑑に哲し元來思慮深き者なれはいさとみつから儒者の真似をなし表には不行義の様子にもてなし酒宴遊興に身を委親類縁者に疎々しく万つ法外にして亡君をしたひ旧恩を思ひ忠義を励す志しなどは中く存しよらざる気色に見えければさりとも聞しに違ふ人や昨日迄さも重かりし大石今日は俄に軽くなる事いかさまはりぬきか又は浅間の焼石かと爪はしきして笑ふ人多(37ウ)かりきかゝる所に上杉弾正より大石か心中窺ん為に京都江間者を二三人上せて密に彼か行蹟を検分せられしに内蔵助か所行聞伝しとは案に相違なれば上杉方にも問者の申所に安堵してさもこそあるらめ義は一旦にして終に志は遂かたきものをと其後は絶て用心の体も見えさりけり爰に間十次郎同新六兄弟は父喜兵衛と共に上野介屋舗の近所本庄回向院門前に借宅して敵の間を窺けれども元來吉良氏上杉方より(38オ)寄重く適の出入にも家來数多召具したれば楚忽の義もなりかたく又彼館に忍ひ入ん事も便宜悪ければ不自在憤りの中に月日を送りて元禄十五年になりけり然るに兄弟町人に名をよせて十次郎は刻たはこを売新六は小間物をあきなひ上野介屋敷に可出入事を心懸毎日門前を呼売て通りけれども此砌用心きひしければ敢て屋敷にいらざりけりかゝる所に岡野金右衛門神崎与五郎横川勘平是も商人(38ウ)の体に出立て上野介屋敷江立入やうに志し日々にやうすを相窺ふ或時路次にて問兄弟に確と行合たかひにそれと見とかめて路の傍に擔たる荷物をおろし各志しの存念を語りける岡野金右衛門神崎与五郎問兄弟に向けて申けるは貴殿等いかほと忠義を励し謀をめくらし給ふとも僅に兄弟斗では思ふまゝ、に本意は遂かたし幸今度家老大石をはしめ用人片岡源五右衛門其外与力の輩我々共に五十人はかり何れも金石の衆中(39オ)

内義を示し合せ隙を伺ひ夜打に可押寄との計略なり然れば彼等と一所に相加り共々本望を達し給は、可然よし申ける故間兄弟蟠龍か一陽来復の時を得て天上に翔りたる粧にて大悦不斜それよりやかて此列に連りける偕互に借宅を聞定めて猶再会を期すへしと東西に別れけり此外前原伊助は切売となりて相生町に住し吉田忠左衛門は小春や清兵衛と名を替蜜柑をあきなひ猶又町人に姿をやつし(39ウ) 肺肝を碎き鬻を謀る輩不少江戸町中端々に隠れ居て時節を待こそ頼もしかく其年も夏の半になりければ上野介屋敷をそろく用心怠りあけたて自由なり始は家中への通用僧俗男女によらず厳しく改め一通の書状も門にて取次他の者とは一切入る事を不赦ましてふり売の商人などは思ひよらされともいつとなくゆるかせに成て後は心やすく出入しけり依之赤穂の似せ商人替く出入れと(40オ) それとする人あざされは家類小者に馴染寄て安売をしかけ案内様子を窺ひたるけにや越の范蠡姿を替へ魚腹に書を納て呉の獄中に忍ひ行晋の予讓か身に漆さして癩となりし志も是には過しとおもひやられる

大石父子并小野寺十内江戸下向の事

かくて江戸同志の間者より大石方に密に状を上せて報讎の時至れり敵の案内連々に伺ひ置候上はすみやかに其地発足ありて下着を(40ウ) 相待候委細は貴面に可申談といひ送りければ大石聊愁眉を開き素懐の涙を促し是そ亡君の鬻をとりひしく事掌にありと急き小野寺十内方江告しらせ十内は京都留守居堺町通竹屋町下所に住居せり 跡々心懸りの事共たかひにとくと取した、め吉千代大三郎はいまた幼き者なればとて縁者の方に預け置物領の主税助を連れ十内は妻をは町人に所縁ある方江頼み置て子息幸右衛門秀富を伴ひ大石父子を同道にて以上四人旅立し(41オ) 比は菊月末つかた露次に雕玉朝霧山に絵になして薄情旅寝の草まくら斯こ、ろさす我われかいつか敵に逢坂や関ありとてもと、めえぬ暮行秋の形見とて木の葉散しく琵琶の海引白浪の跡みれば水のあわれと消やらぬ命をしはし守山の篠原分る我袖はぬれこそまされ浅茅生の露のうき身のある程も心はさきに消尽しあやなくほこる村木立老蘇の森と聞つれと勇む心の若やかに移る鏡の山見して曇(41ウ) らぬ心一向に忠節かたき石部を越水口に宿していつらは秋の長し夜もとの空音におとろきて夢現とも定めなきうき美濃尾張とおもふにそ熱田の宮居ふしおかみ野間

の入江の浦伝ひ今浅ましき旅姿是も思義と鳴海潟互これを旅の道過にし方幾度かにそれと行先をかへり三河の八橋は都にもなき詠そときつ、なれにし妻や子に別る、ことももの、ふの矢矧の里と聞からに弓取の身は頼もしく武勇の名をも高師山今朝打出る曙に月そ(42才)うつれる池田の宿ゆき、の人の道いそく鐘の音遠く菊川に下流を汲んで幾年か世に存へて此後も又越へしと思ひきや命なりけり佐夜の中山跡にして故郷のつても遠江げにや今川了俊の此境を立退くとて

何となく心にかけて思ふかな浜名の橋の秋の夕暮

とかこちしは猛き心もやわらくる其敷嶋の今とても道行人に大井川紅葉流る、波の関守る人もなき清見潟松の蔭(42ウ)より三穂か崎霧立のほる藻塩屋の打出てみれば田子の浦南蒼海冥朦として万点の帆風天に沂北は重山時て黒みたる中天の雲の上より皓く見えたる雪は時しらぬ不二の高峯の我只なるも無類詠めにて足柄山にさしか、り箱根峠を分越し時大津屋といへる町人元来知人なりけるか帰京する逢て小野寺十内矢立の硯を借りて都に残し置たる妻へ消息を言伝ければ日を経て十内江戸へ下着(43才)の後妻の方よりかくそよみおこせける

筆の蹟見るに涙の時雨来ていひかへすへきことの葉もなし
十内返し

限あり帰らぬんかと思ふ旅にたも猶九重は恋しきものを

斯て人々十月二日の晩景に江府に下り手当の方へそ落着ける(43ウ)

其の如く捨入道に身もは給ふと云ふ事
 廿二日と云ふ事(一)と云ふ事(二)と云ふ事(三)
 此より云ふ事(四)と云ふ事(五)と云ふ事(六)
 此より云ふ事(七)と云ふ事(八)と云ふ事(九)
 此より云ふ事(十)と云ふ事(十一)と云ふ事(十二)
 此より云ふ事(十三)と云ふ事(十四)と云ふ事(十五)
 此より云ふ事(十六)と云ふ事(十七)と云ふ事(十八)
 此より云ふ事(十九)と云ふ事(二十)と云ふ事(二十一)
 此より云ふ事(二十二)と云ふ事(二十三)と云ふ事(二十四)
 此より云ふ事(二十五)と云ふ事(二十六)と云ふ事(二十七)
 此より云ふ事(二十八)と云ふ事(二十九)と云ふ事(三十)

(14才)

(13ウ)

此より云ふ事(一)と云ふ事(二)と云ふ事(三)
 此より云ふ事(四)と云ふ事(五)と云ふ事(六)
 此より云ふ事(七)と云ふ事(八)と云ふ事(九)
 此より云ふ事(十)と云ふ事(十一)と云ふ事(十二)
 此より云ふ事(十三)と云ふ事(十四)と云ふ事(十五)
 此より云ふ事(十六)と云ふ事(十七)と云ふ事(十八)
 此より云ふ事(十九)と云ふ事(二十)と云ふ事(二十一)
 此より云ふ事(二十二)と云ふ事(二十三)と云ふ事(二十四)
 此より云ふ事(二十五)と云ふ事(二十六)と云ふ事(二十七)
 此より云ふ事(二十八)と云ふ事(二十九)と云ふ事(三十)

(15才)

(14ウ)

この海は竹島とていし何と存を被せしむるを
小舟のりて其のなをたつてわつとてと道官
を程程好を問ふと若者道遠はな竹のれを
姿の白いつふ見も同く一とてての道とて使
おとつてく生とて道にわがれをせりてはな
いはつて成りてはなとて相續しとてな作
ちんとなんととのとてはなとての道とてな
をれとてつとてなとての道とてなとてな
た恩をの道とてつとてなとてなとてな

(17ウ)

小今又あつては海とてなとての道とてな
道とてはなとての道とてなとてなとてな
そとてなとての道とてなとてなとてな
帰つてなとての道とてなとてなとてな
友とてなとての道とてなとてなとてな
これ、別女の道とてなとての道とてな
若とてなとての道とてなとてなとてな
つとての道とてなとての道とてなとてな
若人なとての道とてなとての道とてな

(18才)

竹の道とてなとての道とてなとてな
わつとての道とてなとての道とてな
なとての道とてなとての道とてな
見れとての道とてなとての道とてな
貴とての道とてなとての道とてな
はなとての道とてなとての道とてな
とての道とてなとての道とてな
つとての道とてなとての道とてな
とての道とてなとての道とてな

(18ウ)

口とての道とてなとての道とてな
井とての道とてなとての道とてな
はなとての道とてなとての道とてな
つとての道とてなとての道とてな
あつとての道とてなとての道とてな
口とての道とてなとての道とてな
とての道とてなとての道とてな
つとての道とてなとての道とてな
とての道とてなとての道とてな

(19才)

別と候存心等上之包格等情と云々不申事等惟
 自前江越原恩下下心許之以上又之條子細り
 面談等事方々之云々而承取江之條子細り
 加後可成之性沙所^上
 己三月廿八日 後由申取 武家不取用人
 後由申取武家不取用人
 多川五左衛門月夜海兵衛公白上書云々等事等出如
 左取取事等而願望等分等之條子細り
 戸毒心身力等之條子細り等分等之條子細り

(26才)

願等して之包格等情と云々不申事等惟
 延希極等事等上之包格等情と云々不申事等惟
 今度月夜海兵衛公白上書云々等事等出如
 左取取事等而願望等分等之條子細り
 戸毒心身力等之條子細り等分等之條子細り
 九面海龍放江之條子細り等分等之條子細り
 一團之存心等事等分等之條子細り
 如前例等事等分等之條子細り
 不取取江之條子細り等分等之條子細り

(25ウ)

多川月夜海兵衛公白上書云々等事等出如
 左取取事等而願望等分等之條子細り
 戸毒心身力等之條子細り等分等之條子細り
 付中下之包格等情と云々不申事等惟
 多川五左衛門月夜海兵衛公白上書云々等事等出如
 左取取事等而願望等分等之條子細り
 初等事等分等之條子細り
 下口又我之凡口等事等分等之條子細り
 日公等事等分等之條子細り
 付之に於て之の條子細り等分等之條子細り
 代中取包以上之包格等情と云々不申事等惟

(27才)

公成等事等分等之條子細り
 以物上等事等分等之條子細り
 給江之條子細り等分等之條子細り
 等事等分等之條子細り
 身等事等分等之條子細り
 等事等分等之條子細り
 等事等分等之條子細り
 己三月廿五日
 武家不取用人
 武家不取用人

(26ウ)

殊不絶也... 今少... 年... 付... 下... 押... 此... 意... 是... 一... 木... 人... 小...

(34才)

殊不絶也... 今少... 年... 付... 下... 押... 此... 意... 是... 一... 木... 人... 小...

(33ウ)

不亡... 一... 如... 振... 赤... 日... 人... 下... 小... 長... 上... 於... 在...

(35才)

不亡... 一... 如... 振... 赤... 日... 人... 下... 小... 長... 上... 於... 在...

(34ウ)

